

# 斐川町商工会報

斐川町商工会

〒699-0505 出雲市斐川町上庄原 1749-3

☎: 0853-72-0674 FAX 0853-72-0765

URL: <http://hikawa.shoko-shimane.or.jp/>

E-mail: [hikawasho4011@shoko-shimane.or.jp](mailto:hikawasho4011@shoko-shimane.or.jp)

## 経営計画で未来への道筋を描き、持続的な成長へ!!

事業を安定的に成長させるためには、未来を見据えた具体的な計画が必要です。

経営計画は、単なる目標設定だけでなく、企業が成長し続けるための「羅針盤」となります。

会員の皆様、持続可能な成長を図るために「経営計画」を策定しましょう!!



### 経営計画のメリット

#### ① 目標の明確化と共有

目標を具体的に設定することで、経営者と従業員がビジョンに向かって一丸となって事業に取り組むことが可能になります。

#### ② 経営資源の最適活用

限られた経営資源(人材、資金、設備等)を効率よく活用し、無駄を削減することで、利益の最大化を図ります。

#### ③ リスク管理の強化

事前に市場動向やリスク要因を分析して柔軟な対応策を講じることで、突発的なトラブルにも冷静に対応できます。

#### ④ 資金調達や施策活用に有効

金融機関や投資家への信頼が高まり、資金調達がスムーズに進む可能性が高まります。また、補助金等の申請書作成時に有効に作用します。

#### ⑤ 組織力の向上

従業員と共有することでモチベーションがアップし、企業としてのパフォーマンスが向上します。



### 商工会では経営計画の策定と実行を支援しています。

#### ① 専門家の活用

専門家からアドバイスを受けながら、自社の課題に即した経営計画を策定できます。

#### ② 経営計画策定ツールの提供

テンプレートや作成ソフトなど、計画作成に役立つツールを提供しています。初めての方でもスムーズに経営計画を作成できます。

#### ③ フォローアップ支援

経営計画策定後は、計画の進捗確認や改善策の検討など、PDCA による「計画に基づく経営」をサポートします。

## 出雲市への施策要望について

9月24日（火）、出雲市長と市議会に対し、物価高騰対策・商工業振興策をはじめとした市政全般について、出雲市商工団体協議会で要望書を提出しました。

当会植田会長からは、①交通渋滞対策・住宅環境整備のための道路整備の推進、②工科系人材の育成のための工科大学の誘致などを要望しました。

飯塚市長からは、各要望事項への見解に加え、今年度から始まる出雲市版デジタル地域通貨事業の実施にあたり、商工団体へ協力の依頼がありました。

板垣議長からは、今回の要望や商工議員連盟の意見交換会等の機会を通じて伺った意見要望については、市議会としても取り組んでいきたい旨の発言がありました。



## 出雲市デジタル地域通貨事業について

来年2月を目途に「出雲市版デジタル地域通貨システム」の運用が開始されます。専用アプリでポイントをチャージして市内加盟店での買い物を促進し、市内での経済循環を高めて地域経済の活性化を図ります。

加盟店は**手数料のみを負担し初期費用等は不要**です。

また、大手企業の決済システムよりもポイント還元率を有利にするほか、加盟店の手数料率を低く設定される予定です。

令和6年11月から「**加盟店向け説明会**」が順次開催される予定ですのでご承知おきください。



## 飲食・商業・サービス業等エネコス補助金の追加公募について

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金が追加公募が開始されました。

第7次締切:10月10日(木) 第8次締切:10月21日(月)

※間接補助事業期間に変更はありません。

令和6年12月31日までに納品・支払が可能であることを担保した上で申請ください。

※ものづくり産業（製造業）エネコス補助金は追加公募はされません。

※詳細は <https://enecos.joho-shimane.or.jp/>

## 第50回斐川町商工まつりを開催します！

令和6年10月13日（日）、JAしまね本店斐川事務所前駐車場（JA全農）を会場に、第50回斐川町商工まつりを開催します。

開催にあたり、会員の皆様には協賛金や協力金等にご協力いただき誠にありがとうございました。

当日はhommeさんと出雲國神戸川太鼓さんのステージ、ふれあい市、露店エリアなど、商工会らしさを活かした催し物を多数企画しております。是非、ご来場ください！

## 一日公庫のご案内

日本政策金融公庫松江支店と連携して、融資相談会「一日公庫」を開催します。

日時 令和6年11月6日（水） 10:00～15:00（予約制）

会場 斐川町商工会

ご希望の方は商工会へお問い合わせください。☎72-0674

決算書や見積書等の資料が必要となります。



## 島根県最低賃金が改定されます

今年度の最低賃金が引き上げられることになりました。新しい金額は **962 円** で令和6年 10 月 12 日(土)から適用されます。  
島根県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。



## 女性部コーナー

### ★活動報告★

#### 【よさこい祭り出店参加】

7月27日(土)「斐川だんだんよさこい祭り2024」に出店し、飲み物やよさこいグッズを販売しました。  
猛暑の中、県外を含めた多数の参加者の熱い演舞で会場は大いに盛り上がりました。今年もお祭りに参加でき大変うれしく思います。



#### 【フードドライブお礼】

8月26日(月)から30日の5日間に募集を行ったフードドライブ活動へのご協力ありがとうございました。  
9月2日(月)に皆様から寄付していただいた食料品や日用品を、社会福祉協議会斐川支所へ寄贈しました。  
この食料品や日用品は、生活に困っている方や母子家庭の方など今必要とされている方々へお届けし、大変喜んでいただいております。  
次回は来年1月に募集を行う予定としておりますので、ご協力よろしくお願いたします。



#### 【中四国ブロック商工会女性部交流会に参加】

9月5日(木)愛媛県で行われた中四国ブロック商工会女性部交流会に参加しました。  
主張発表大会では香川県代表が最優秀賞となり、全国大会に出場されます。  
また、テノール歌手の秋川雅史氏による基調講演が行われ、「叶えたい夢は必ず公言する」ことの大切さを説かれました。



### ★今後の女性部活動について

- ・10月13日(日) 斐川町商工まつり出店参加
  - ・11月24日(日) 日帰り研修旅行(広島)を開催予定
  - ・時期未定 ふれあい交流会(ペン習字教室)を開催予定
- ※ご興味のある方はたくさんの参加をお待ちしております

【担当：加藤・安部 TEL：72-0674】

## 商工貯蓄共済の加入推進について



特別な制度  
なってます！

前年度もご協力いただき、誠にありがとうございました。  
本年度は9月から加入推進を行っています。引き続き職員がお伺いしますので、ご加入（新規・更新）をよろしくお願いいたします。

また、従業員の方にもご紹介いただき、加入をお勧めくださいますようお願いいたします。

新規加入やアドバイザーによる「保険相談・説明会」は随時受け付けておりますので、商工会までご用命ください。

大切な、商工会会員の皆さま、  
だからこそ加入できる特別な制度です！

全国商工会員福祉共済はライフスタイルと必要補償額に応じて、加入プランをご検討いただけます！

加入例 30口のご加入で約600万円の満期金が受け取れます 1口あたり掛金2,000円/月

加入年齢	38歳		48歳		58歳	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
共済期間	10年	10年	10年	10年	10年	10年
死亡共済金	100万円	100万円	50万円	50万円	25万円	25万円
満期共済金	201,600円	206,760円	203,330円	210,300円	203,210円	214,310円

商工貯蓄共済では、掛金の中から制度運営費として事務手数料が差し引かれています。  
「事務手数料のインボイス」が必要な方は、商工会へお問い合わせください。☎72-0674  
※契約毎に保険契約日の前日が取引日となるため、毎年、保険契約日以降に発行されます。

## 小規模企業共済のご案内

小規模企業の経営者や役員のための「国の退職金制度」です。  
ポイント1 掛金は加入後も増減可能で、全額が所得控除できます。⇒節税対策  
ポイント2 共済金の受け取りは一括・分割どちらもでも選択できます。  
ポイント3 低金利の貸付制度が利用できます。

お気軽に  
ご相談ください!!

安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で  
積立をしたい

制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

※ 詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧ください  
共済相談室 TEL. 050-5541-7171  
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための  
退職金制度です!

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについて  
オンライン手続きが出来ます。新規  
加入、掛金払込証明書の電子交付、  
掛金月額の増額減額、氏名・住所等  
の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は  
2次元コード又はホームページから  
ご確認ください。

小規模共済 検索



令和6年7月9日からの大雨で被害を受けた事業者の事業継続を支援

《出雲市被災地域中小企業等事業継続緊急支援事業補助金》

令和6年7月9日からの大雨により被害を受けた事業用で使用している設備・備品について、修繕費等の一部を補助します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
・施設設備等修繕費 ・備品修繕費 ・備品購入費及びリース費(修繕経費よりも安価な場合のみ)	補助対象経費(※1)の <b>2/3以内</b>	1事業あたり <b>200万円</b>



市ホームページ

(※1) … 補助対象経費は、保険対応額を除いた「自己負担経費」が対象。

【申請期限】令和6年12月13日 ※対象要件、申請方法等くわしくは、出雲市ホームページをご覧ください。

【おたずね】出雲市 商工振興課 商工企画係 TEL.21-6572

安心を明日につなぐ

県共済の **火災共済**

- 加入手続きが簡単です。
- 万一の場合、直ちに査定を行い、簡単な手続きで共済金を支払います。
- 地域に密着した商工会等を通じて取り扱います。

◆総合火災共済の補償内容

- ◇火災 ◇落雷 ◇破裂または爆発 ◇風災・雪災
- ◇物体の落下・衝突 ◇騒じょう・労働争議
- ◇水ぬれ ◇盗難 ◇水災 ◇臨時費用
- ◇残存物取片づけ費用 ◇失火見舞費用
- ◇地震火災費用 ◇修理付帯費用
- ◇損害防止費用

◇お申し込み・お問い合わせ◇

島根県火災共済協同組合 ☎0852-21-0249  
〒690-0886 松江市母衣町55-4

斐川町商工会 ☎0853-72-0674  
〒699-0505 出雲市斐川町上庄原1749-3

ジョイメイトしまねが  
社員の皆様の福利厚生を  
サポートします!

●会費：一人月額**1,000円**(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



健康診断  
上限6,000円補助

インフルエンザ予防接種  
600円補助 (1回/年度)

歯科健診(歯科治療含む)  
600円補助 (1回/年度)

5年に1度  
永年勤続  
5,000円~10,000円給付

祝金・見舞金給付  
(例)結婚祝金20,000円

忘・新年会(指定店利用)  
宿泊付き 2,000円  
日帰り 1,000円  
宿泊付き又は日帰り(1回/年度)

抽選で  
お食事割引券  
1,000円プレゼント  
(指定店)

割引指定店  
約400店舗

ドライレコーダー購入  
2,000円補助 (1回/5年度)

ETC装着セットアップ  
2,000円補助 (1回/年度)

ジョイメイトしまね推奨ツアー  
1,000円~10,000円補助

隔年  
ツアー  
2,000円割引  
(指定の旅行代理店)

隔年  
熟年夫婦旅行  
10,000円割引

隔年  
隠岐汽船(1回/年度)  
1,000円割引  
(隠岐地区会員は3,000円)

記載のサービスは一例です。  
令和6年4月1日現在

(一財)島根県東部勤労者共済会

「2,064事業所・29,574人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

加入のお申し込みは、斐川町商工会(☎0853-72-0674)までお願いします!

# 子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



# 出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

出産後職場復帰奨励金

奨励金

奨励金

**10**万円 [1制度導入] 上限 20万円

**20**万円/人

**10**万円/人

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和6年度(4/1~3/31)内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

〈対象〉18才までの子どもがいる労働者  
〈実績〉対象者1名が合計8時間以上利用

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】

〈対象〉3才以上 小学6年生以下の子どもがいる労働者  
〈実績〉対象者1名が合計20日以上利用

・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

労働者30人未満の事業所、かつ初めて  
本奨励金を申請する事業所の場合

上記以外の  
常勤労働者  
50人未満の  
事業所

主な要件

- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金は、事業者にお支払いを致します。※奨励金の用途に定めはありません。  
※要件を満たした労働者は、何人でも申請できます。

**対象事業者** 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等  
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

**対象事業所** 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590